

# 産業用蓄熱調整契約（高圧）

（オプション契約約款）

平成28年4月1日実施

北海道電力株式会社

## 1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（平成28年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）の高圧電力またはオプション契約約款の高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型、高圧電力Ⅲ型もしくは産業用取引量別契約として電気の供給を受け、ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）を行なう需要で、この約款実施の際現に変更前のオプション契約約款の産業用蓄熱調整契約（高圧）（以下「旧オプション契約約款」といいます。）の適用を受けているお客さまを対象といたします。

## 2 約款の変更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (2) 当社は、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、この約款を変更いたします。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (3) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款42(需給契約の変更)または44(需給契約の廃止)により、この約款による契約（以下「この契約」といいます。）を変更または廃止することができます。
- (4) この約款を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

## 3 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 昼間時間  
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
- (2) 夜間時間  
昼間時間以外の時間をいいます。

## 4 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額から、(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあ

ります。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の} \quad \times \text{(4) イ の} \\ &\quad \text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ロ 高圧電力Ⅰ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力Ⅰ型（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の} \quad \times \text{(4) ロ の} \\ &\quad \text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ハ 高圧電力Ⅱ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力Ⅱ型（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の} \quad \times \text{(4) ハ の} \\ &\quad \text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ニ 高圧電力Ⅲ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力Ⅲ型（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の} \quad \times \text{(4) ニ の} \\ &\quad \text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ホ 高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金）、高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力Ⅰ型（時間帯別} \\ &\quad \text{料金）、高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電} \\ &\quad \text{力Ⅲ型（時間帯別料金）の夜間時間における使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の} \quad \times \text{(4) ホ の} \\ &\quad \text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ヘ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{産業用取引量別契約の使用電力量} \\ &\quad \text{1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の} \quad \times \text{(4) ヘ の} \\ &\quad \text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄熱割引率} \end{aligned}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、5(夜間使用電力量の計量)により計量された夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」といいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」といいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率(以下「控除率」といいます。)を乗じてえた値といたします。この場合、控除率は、蓄熱運転を行なう負荷等(蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。)の稼働状況等にもとづいて、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 高圧電力(一般料金)として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	24.8パーセント
-----------	-----------

ロ 高圧電力Ⅰ型(一般料金)として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	31.2パーセント
-----------	-----------

ハ 高圧電力Ⅱ型(一般料金)として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	27.9パーセント
-----------	-----------

ニ 高圧電力Ⅲ型(一般料金)として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	19.7パーセント
-----------	-----------

ホ 高圧電力(時間帯別料金),高圧電力Ⅰ型(時間帯別料金),高圧電力Ⅱ型(時間帯別料金)または高圧電力Ⅲ型(時間帯別料金)として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	14.8パーセント
-----------	-----------

へ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

- (イ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が3,000,000キロワット時以上4,000,000キロワット時未満のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	22.3パーセント
-------	-----------

- (ロ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が4,000,000キロワット時以上5,000,000キロワット時未満のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	21.8パーセント
-------	-----------

- (ハ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が5,000,000キロワット時以上6,000,000キロワット時未満のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	21.5パーセント
-------	-----------

- (ニ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が6,000,000キロワット時以上7,000,000キロワット時未満のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	21.2パーセント
-------	-----------

- (ホ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が7,000,000キロワット時以上のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	21.0パーセント
-------	-----------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

## 5 夜間使用電力量の計量

- (1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

なお、当社は、供給設備の状況により、3（時間帯区分）(1)の開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、昼間時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) 夜間使用電力量の計量は、標準約款22(使用電力量等の計量)に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、標準約款附則3(供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い)に準じて行ないます。
- (4) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。
- (5) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

## 6 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

- (1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、4(料金)によって料金として算定された金額から、(2)によって算定された金額(以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。

イ お客さまが本取扱いの適用を希望されること。

ロ 蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

なお、お客さまの発電設備により負荷の調整を行なう場合は、本取扱いを適用いたしません。

- (2) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。ただし、高压電力、高压電力Ⅰ型、高压電力Ⅱ型、高压電力Ⅲ型または産業用取引量別契約としてまったく電気を使用しない場合(標準約款の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の蓄熱ピークシフト割引額は、半額といたします。

$$\text{蓄熱ピークシフト割引額} = (3)\text{の蓄熱ピークシフト電力} \times (4)\text{の割引単価}$$

- (3) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(4) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

イ 高圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,711円80銭
---------------------	-----------

ロ 高圧電力Ⅰ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,198円80銭
---------------------	-----------

ハ 高圧電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,436円40銭
---------------------	-----------

ニ 高圧電力Ⅲ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,052円00銭
---------------------	-----------

ホ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,711円80銭
---------------------	-----------

(5) 当社は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

(6) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合には、本取扱いの適用が解消された月の料金は、料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加えたものといたします。

## 7 そ の 他

(1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

(2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

(3) 当社は、標準約款23(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、蓄熱ピークシフト割引額を別表(蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式)により日割計算をして、料金を算定いたします。

- (4) 標準約款23(料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに蓄熱ピークシフト割引額を算定いたします。
- (5) この約款に定めのない規定については、標準約款、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型、高圧電力Ⅲ型または産業用取引量別契約に定めるところによるものといたします。



## 附 則

### 1 実施期日

この約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

### 2 対象となるお客さまについての特別措置

- (1) この約款実施の際現に旧オプション契約約款により所定の申込書で申込みをしていたお客さまとの協議が整ったお客さまについては、1(対象となるお客さま)にかかわらず、この約款を適用いたします。
- (2) この約款実施の際現に旧オプション契約約款附則2(対象となるお客さまについての特別措置)(1)の適用を受けているお客さまについては、1(対象となるお客さま)にかかわらず、この約款を適用いたします。
- (3) (2)によりこの約款の適用を受ける場合は、1(対象となるお客さま)の「ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転(以下「蓄熱運転」といいます。)」は、「蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転(以下「蓄熱運転」といいます。)」と読み替えるものといたします。

### 3 この約款の実施にともなう蓄熱ピークシフト割引額の算定にかかわる取扱い

6(蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い)(6)により本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加える場合で、その「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に旧オプション契約約款により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれるときの「本取扱いの適用が解消された月の料金」は、6(蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い)(6)に準じて算定いたします。この場合、「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は、旧オプション契約約款により算定された蓄熱ピークシフト割引額の合計金額と、この約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額とを合計した金額といたします。

なお、「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に、オプション契約約款の産業用蓄熱調整契約(高圧)(平成26年4月1日実施。)により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれる場合の「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は、それぞれの期間に適用されたオプション契約約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額を合計した金額といたします。

## 別 表（蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式）

- 1 蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の蓄熱ピークシフト割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、標準約款23(料金の算定) (1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 2 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

- (1) この約款の適用を開始した場合

開始日の直前の検針日から、開始日の直後の検針日の前日までの日数といたします。

- (2) この契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- 3 標準約款21(料金の算定期間) (2)の場合は、1にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう検針期間の日数は、2に準ずるものといたします。この場合、2にいう検針日は、計量日といたします。

- 4 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- (1) この約款の適用を開始した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (2) この契約が消滅した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。